様式第一から様式第四までの様式中「㊞」を削る。

（内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）
第九十二条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九及び第九十二条の五の九第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の十二
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十七条の三第一項、第二十八条の二第一項及び第二項、第二十九条の二第一項、第三十五条第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十九条の四第二項及び第三項、第五十二条第一項、第七十五条の二第二項において準用する同法第四百三十二条第二項、第八十一条第一項及び第二項、第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第九十五条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十七条の三第一項、第二十八条の二第一項及び第二項、第二十九条の二第一項、第三十五条第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十九条の四第二項及び第三項、第五十二条第一項、第七十五条の二第二項において準用する同法第四百三十二条第二項、第八十一条第一項及び第二項並びに第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）
第十一条第二項、第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第九十二条の五の九第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	第十一条第二項第九号
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
農業協同組合法	農業協同組合法
第十一条第二項、第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第九十二条の五の九第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	第十一条第二項及び第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二